

理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。

今回の見直しは、第7回の定期見直しにおいて保留された人口フレーム内で、計画的な市街化が確実に見込まれる1地区について市街化区域に編入する他、2地区について境界の明確化のため区域区分を変更するものです。